

ペーパーレスニュース

発行No.PL-138

発行者:日本知的財産協会
情報システム委員会

発行日 2021年8月16日

テーマ	現金予納制度(印紙予納の廃止)に関する重要なお知らせ
-----	----------------------------

2021年7月に特許庁ホームページ上で、「銀行振込による予納が可能となります」と告知がありましたが、その後、特許庁より当会に対して下記の連絡がありましたので、お知らせいたします。
正式には9月以降の特許庁発表をご覧ください。

1. 現金納付開始(2021年10月～)

●省令改正の背景・概要

現行制度においては、予納は特許印紙で納めることになっているが、大量の特許印紙を持ち込むことは申請人にとって大きな負担となっています。また、特許印紙の売上には手数料がかかるため、特許庁においても高額の手数料負担が発生している状況です。

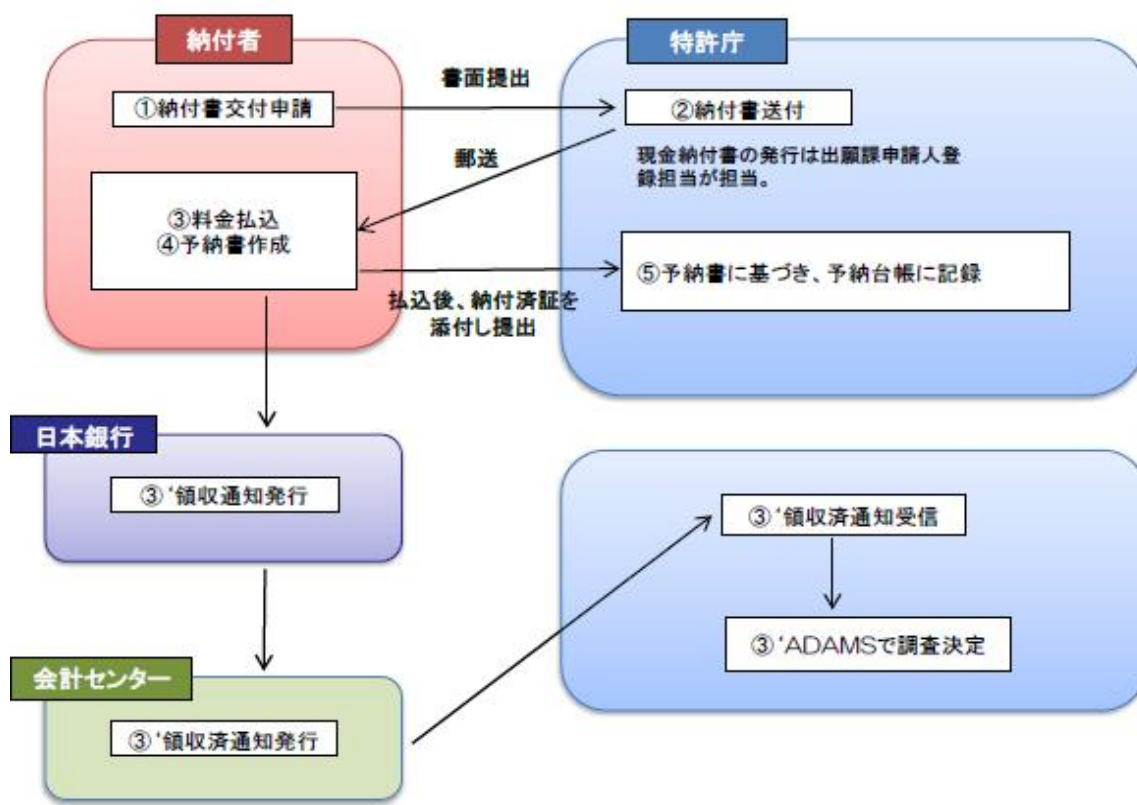
このような状況を踏まえ、特許印紙による予納を廃止し現金による予納に一本化する改正が行われました。今後、必要な政省令の改正を行い、本年10月(予定)より、銀行振込による予納の受付を開始します。

なお、特許印紙による予納については一定期間ののち(2年程度後を想定)、廃止する想定で進めています。

予納制度は存続するので、既に入金済の予納残高、特許印紙による予納の廃止前に入金した残高及び予納台帳についても引き続き利用可能です。また、特許印紙自体が廃止されるわけではないため、窓口や郵送での特許印紙を利用した書面手続に変更はございません。

●現金予納の手続イメージ

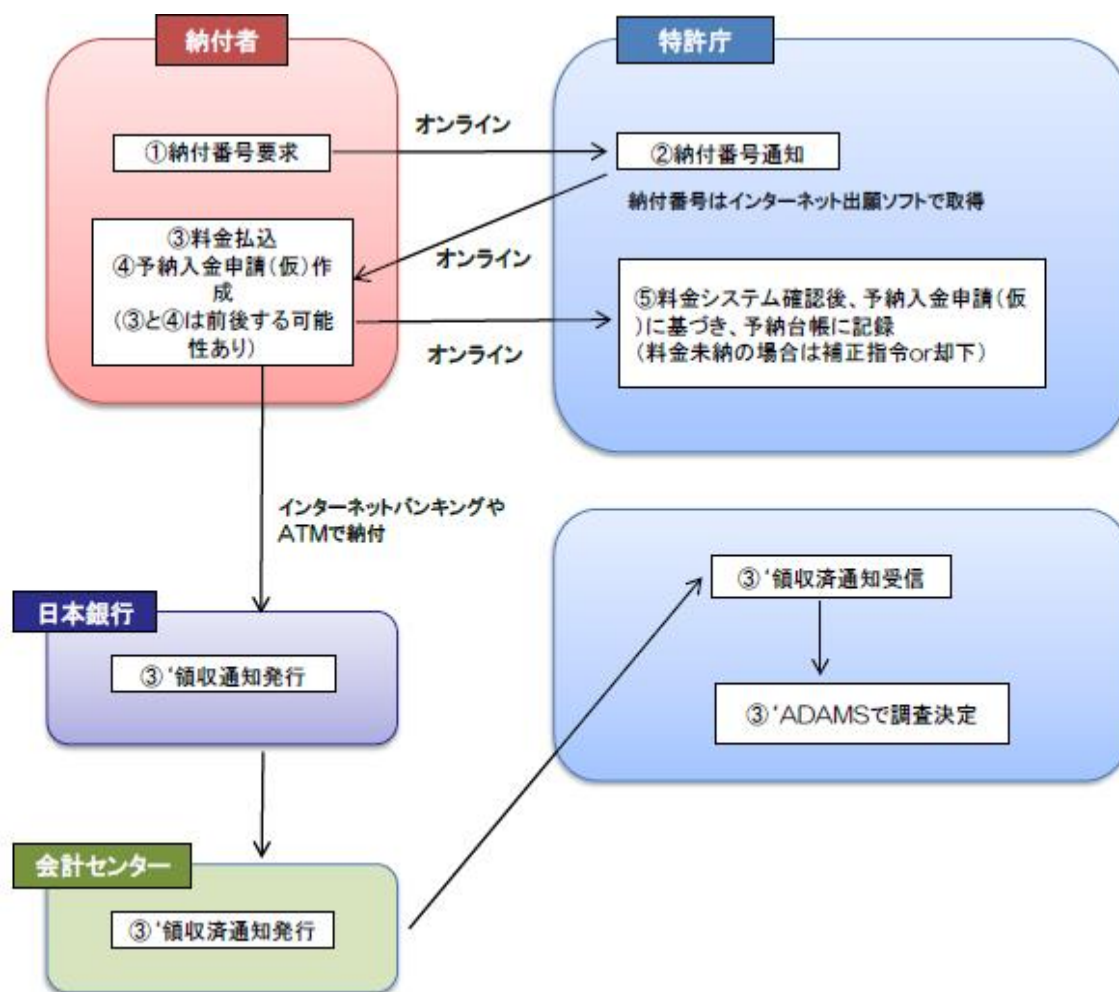
※予納台帳番号がない場合は、予納台帳番号の新規取得からスタートとなる。



2. 電子現金納付について(2023年1月開始予定)

- インターネット出願ソフトを經由した電子現金予納を開始する予定です
- 電子現金予納の手続イメージ

※予納台帳番号がない場合は、予納台帳番号の新規取得からスタートとなる。



以上

[委員会担当:長尾]